

源泉徴収税額および社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

3 源泉徴収税額

平成31年2月定期支給から令和元年12月定期支給までに源泉徴収した所得税額の合算額です。「扶養親族等申告書」を提出された方は、申告内容に基づいた税額計算を行い、徴収しています。

4 所得控除の内容

「扶養親族等申告書」で申告いただいた所得控除の内容または人数を表示しています。

申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

5 社会保険料の額

市（区）町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「（摘要）」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[「トップページ」](#) → [「年金受給者（待機者）向け手続き」](#) → [「年金Q&A」](#) → [「源泉徴収票について」](#) をクリック 



確定申告のご案内

年金では年末調整ができません。年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行ってください。

ただし、令和元年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

右の表に該当する方は、源泉徴収税額がある場合、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。



●年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方

例

- ・生計を同一にしている親族の社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）、生命保険料、地震保険料を支払った
- ・10万円を超える医療費を支払った
- ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる など

●扶養親族等申告書を提出しなかった方で、年金以外に収入のない方

●65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、障害基礎年金を併せて受給している方

●老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

●老齢厚生年金の繰下げを希望し、年の途中で老齢厚生年金または退職共済年金の受給権が消滅した方

◆ 確定申告情報 ◆

時期 令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで

提出先 確定申告をする時点での住所地を管轄する税務署

- ・還付申告をされる方は、令和2年1月から相談や申告書の提出が可能です。
- ・税務署の窓口の開庁日時や申告手続きの詳細については、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。



住民税申告が必要な場合があります

確定申告の必要がない方でも、住民税の計算をするために市（区）町村へ所得等の申告が必要な場合があります。詳細は、令和2年1月1日時点でお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。